

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 9 第 1 項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 6 月 22 日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類及び日時

試験の種類	区分	日時
甲種消防設備士試験	特類、第 1 類、第 2 類、第 3 類	平成 19 年 8 月 26 日（日）午後 1 時 15 分から
	第 4 類、第 5 類	平成 19 年 8 月 26 日（日）午前 9 時から
乙種消防設備士試験	第 1 類、第 2 類、第 3 類	平成 19 年 8 月 26 日（日）午後 1 時 15 分から
	第 4 類、第 5 類、第 6 類、第 7 類	平成 19 年 8 月 26 日（日）午前 9 時から

2 試験の場所

鳥取市若葉台北一丁目 1-1 鳥取環境大学第 30 講義室
米子市末広町 74 米子コンベンションセンター第 7 会議室

3 受験願書の受付期間

平成 19 年 6 月 25 日（月）から同年 7 月 6 日（金）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるもの
に限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 4 階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種消防設備士試験にあつては 5,000 円、乙種消防設備士試験にあつては 3,400 円とし、所
定の方法により納付すること。

6 その他

- （1） 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課、各消防局及
び各地区危険物保安協会において交付する。
- （2） 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話 0857-26-8389）に照会
すること。